明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一七―〇―一一九）　二

〔告　示〕

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、沖縄の中小企業の経営革新に関する指針の一部を改正する件（**内閣府・経済産業**一）　三

○衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**公正取引委・消費者庁**二）　四

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人石川県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（**国家公安委**二八）

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（**同**二九）　四

○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（**金融庁**三四）

○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（**同**三五）

○除籍が滅失した件（**法務**三八一、三八四）

○戸籍が滅失した件（**同**三八二）

○原戸籍の一部が滅失した件（**同**三八三）

○日本国に帰化を許可する件（**同**三八五）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**三八六～三九〇）　五

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**三九一）　六

○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（**農林水産**一四四四、一四四五）　六

○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（**同**一四四六）　六

○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**同**一四四七）　六

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき、学校の認定を取り消した件（**経済産業**一九七）　六

○電気工事士法施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の廃止の届出があった件（**同**一九八）　六

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の二の規定に基づき、学校の名称の変更届出があった件（**同**一九九）　七

○平成二十七規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する件（**同**二〇〇）　七

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき特定登録調査機関を登録した件（**特許庁**一三）　八

〔人事異動〕

復興庁　法務省　国税庁　防衛省　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十八年不動産鑑定士試験短答式試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁
司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価、国営宮川用水土地改良事業計画、建設業の許可の取消処分、マンション管理業者の登録の取消処分関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三〇

会社その他